

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第12号：令和6年2月16日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内 容

- ・「化学肥料低減定着対策事業」について
- ・「農業物価高騰対策支援事業補助金」受付中！！
- ・「配合飼料価格高騰対策事業補助金」受付中！！

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています →



【友だち登録お願いします】
垂水市公式LINE
アカウントはこちら →→



「化学肥料低減定着対策事業」について

肥料価格高騰対策の一環として、農家のみなさまの「化学肥料2割低減に向けた取組」が定着するような地域での取り組みに対して、国から交付金が支給されます。

垂水市におきましては、8月の事業説明会において農家の皆様から実施希望のありました「堆肥等の利用拡大支援」に取り組んでおります。

この取り組みは堆肥の散布を業者に委託して実施した場合に、散布に係る費用について農家のみなさまに交付金が交付されるものです。

交付金の支給を希望される場合には、散布委託した数量がわかる領収書等を農林課まで提出してください。

- ・国の交付金額 垂水市全体で500万円
- ・農家への交付金 堆肥（散布）上限 4,000円／t

※国からの500万円を垂水市における散布委託数量で除して算出するため減額される場合があります。

- ・提出期限 令和6年2月26日（月曜日）

※垂水市堆肥センター、鹿児島きもつき農業協同組合垂水堆肥センターに散布依頼をされている場合には、領収書等の提出は不要です。

- ・対象期間 令和5年6月1日より令和6年1月31日

※その他不明な点がございましたら、農林課振興係までお問い合わせください。

「農業物価高騰対策支援事業補助金」受付中！！

農林業資材等の価格高騰に伴い、農林業の経営に多大な影響を受けている市内の事業者の負担を軽減することで、経営安定を図り、事業継続に必要な資材等の購入費用を支援いたします。現在申請を受け付けておりますので、お済みでない方は、お早めの申請をお願いします。

【交付要件】

下記の全ての項目に該当する農林業者（法人を含む）

- (1) 垂水市に住所を有していること
(法人にあつては、市内に事業所又は営業所を有すること)
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 直近の農畜産物等販売金額（売上）が50万円以上であること
(法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上)

【交付金額】

- ・ 5万円

【必要書類等】

- ・ 農林業資材等の領収書
(令和5年4月1日から令和6年3月15日までの期間で総額5万円以上)
- ・ 通帳のコピー
- ・ 印鑑
- ・ 直近の決算書等の写し（法人のみ）

【申請期限】

- ・ 3月15日（金）まで

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。

「配合飼料価格高騰対策事業補助金」受付中！！

配合飼料価格の高騰による畜産経営に及ぼす負担を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営体に対して、生産者積立金の一部を助成いたします。現在申請を受け付けておりますので、お済みでない方は、お早めの申請をお願いします。

【対象者】

下記の項目をすべて満たす畜産経営体（法人含む）

- (1) 市内に住所を有すること
(法人にあつては、市内に事業所又は営業所を有すること)
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 市内に経営する畜舎があること
- (4) 配合飼料価格安定制度に加入していること

【対象経費】

- ・ 配合飼料安定基金の令和5年度積立額

【補助額】

- ・ 補助対象経費の6分の1以内（上限額100万円）

【必要書類等】

- ・ 基金の契約書の写し及び基金の積立額の支払いを証明できる書類

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。